

令和4年4月1日

小・中学生の保護者の皆様へ

川越市教育委員会

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付」等についてのお知らせ

学校では、児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるように十分注意をはらっていますが、それでも学校内で思わぬケガをすることがあります。このような場合に備え、川越市教育委員会では日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付契約制度は、国、学校の設置者、保護者の三者の負担による互助共済制度であり、児童生徒の全員加入を原則としております。

【この制度の特徴】

毎年度の当初に、児童・生徒の全員を対象に加入していただいています。それにより低い掛金で厚い給付が受けられます。

- 学校の管理下で起きた事故に対して医療費や見舞金が給付されます。この給付は、スポーツ振興センターの振興基金より支払われます。
- この給付は、日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度ですので、他の給付制度に優先して適用となります。学校の管理下での事故等で医療機関を受診する場合は、こども医療費受給資格者証を提示せず、自己負担額をお支払ください。
- 保険診療による自己負担額が1,500円以上になる場合が支給対象（初診から治ゆまでの医療費の総額が5,000円以上）となります。自己負担額に総医療費の1割を加算した額が給付されます。
例：自己負担額（医療費の3割）が1,500円の場合、2,000円（自己負担額+医療費の1割）が給付されます。
※保険診療による自己負担額の総額が1,500円未満の場合は支給対象となりませんので、川越市こども医療費等の該当する制度の申請を行ってください。
- 保護者負担は、掛金の半額460円、残りの半額460円は市負担です。
（原則、口座振替による納入となります。口座振替は毎年6月末日（休日の場合は翌営業日）となります。）
- 給付の手続きの申し出は、学校へお願いします。

【お問い合わせ先】

◇日本スポーツ振興センター災害共済給付について

- ・ 在籍する学校
- ・ 川越市教育委員会教育指導課 保健担当
電話：224-8811（内線）2923・2924 または 049-224-5483（教育指導課直通）

◇こども医療費助成制度について

- ・ 川越市役所こども政策課 こども給付担当
電話 224-8811（内線）3574・3575・3576 または 049-224-6278（こども政策課直通）